

○瑞穂町議会委員会傍聴規則

平成 21 年 3 月 24 日
議会規則第 3 号

(目的)

第 1 条 この規則は、瑞穂町議会委員会条例（昭和 62 年条例第 17 号）第 16 条第 3 項の規定に基づき、瑞穂町議会の委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴人及び手続)

第 2 条 委員会を傍聴しようとする者は、所定の場所で瑞穂町議会傍聴届（瑞穂町議会傍聴規則（平成 16 年議会規則第 1 号。以下「議会傍聴規則」という。）様式第 1 号）に所要事項を記入し、瑞穂町議会傍聴券（議会傍聴規則様式第 2 号）の交付を受け、これを所持しなければならない。

(傍聴券の交付)

第 3 条 傍聴券は、委員会の当日所定の場所で先着順に交付する。
2 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り、委員会を傍聴することができる。

(傍聴券の提示、返還)

第 4 条 傍聴券の交付を受けた者は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。
2 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするとき、又は有効期間を終了したときには、これを返還しなければならない。

(令和 7 議会規則 2 ・一部改正)

(傍聴人の定員)

第 5 条 傍聴席の傍聴人の定員は、次に掲げるとおりとする。
(1) 委員会室は、7 人
(2) 全員協議会室は、8 人
2 傍聴人が前項の定員に達したときは、傍聴券を所持する者でも入場させないことができる。

(令和 2 議会規則 2 ・令和 7 議会規則 2 ・一部改正)

(傍聴席に入ることができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、刀物、棒その他他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
 - (2) ビラ、垂れ幕、たすきその他の議場、全員協議会室及び委員会室（以下「議場等」という。）に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者
 - (3) 酒気を帯びていると認められる者
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
- 2 委員長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして前項第1号及び第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。
- 3 委員長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

（令和7議会規則2・一部改正）

（傍聴人の守るべき事項）

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場等における言論に対して、拍手その他の方法により公然と賛否を表明し、又は議場等に現在する者に対して示威的行為をしないこと。
- (2) 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 写真の撮影、録音、録画等（特に議長の許可を得たものを除く。）をしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、議場等の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

（令和7議会規則2・一部改正）

（係員の指示）

第8条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(令和2議会規則2・一部改正)

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、委員長が、秘密会であることを宣言し、傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(令和7議会規則2・旧第10条繰上)

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの規則に違反するときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

2 前項の規定により退場を命ぜられた者は、当日再び傍聴席に入ることができない。

(令和7議会規則2・旧第11条繰上)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年2月26日議会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年3月31日議会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。